

第 200 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 11 日 (火) 13 時 30 分～14 時 00 分
- (2) 場所 岩手県公会堂 2 階 26 号室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 15 名

会長	南	正 昭	
委員	はぎの	幸 弘	
委員	菅 野	ひろのり	
委員	大久保	隆 規	
委員	石 川	奈 緒	
委員	伊 藤	弓 枝	
委員	菊 地	明 美	
委員	日野原	由 未	
委員	三 好	純 矢	
委員	吉 原	秋	
委員	千 田	魅 樹 (代理 牧 野)	
委員	永 井	春 信 (代理 田 村)	
委員	吉 田	昭 二 (代理 小野寺)	
委員	西 村	拓 (代理 清 橋)	
委員	小 野	公 代 (代理 中 嶋)	

3 議事

○事務局 (都市計画課主幹兼管理開発担当課長)

定刻となりましたので、ただ今から、第 200 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の審議会は、委員 20 名中 15 名の御出席をいただいておりますことから、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部まちづくり担当技監の小野寺から御挨拶を申し上げます。

○事務局 (まちづくり担当技監)

県土整備部まちづくり担当技監の小野寺でございます。

本日はお忙しい中、第 200 回岩手県都市計画審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。
ございます。

また、委員の皆様方には、日頃から都市計画を始め、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

岩手県都市計画審議会は、今回で 200 回目という節目を迎えました。

これまで本審議会にお諮りした議案は多岐にわたりますが、毎回、専門的な知見から多くの御意見をいただき、また活発な議論していただいたことにより、本県と各市町村の都市計画は適切かつ円滑に推進が図られてまいりました。都市計画における課題はいつの時代も尽きることはなく、都市計画審議会が果たす役割も重要性を増しておりますが、今後とも、都市計画の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の議題は、盛岡広域都市計画道路の変更でございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

続きまして、前回審議会後に新たに就任された 3 名の委員を御紹介させていただきます。
配付しております本審議会委員名簿を御覧ください。

岩手県議会議員、はぎの 幸弘委員でございます。

岩手県議会議員、菅野 ひろのり委員でございます。

東北農政局長、永井 春信委員でございます。本日は御都合により、代理として田村農村計画課課長補佐に出席して頂いております。

以上で、新任の委員のみなさまの御紹介を終わります。

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会長が会議の議長となることとされております。したがって、以後の議事進行につきましては、南会長をお願いしたいと思います。南会長よろしくお願いいたします。

○会長

本日はどうぞよろしくお願いいたします。200 回目という記念すべき回となっております。都市計画審議会はいつ始まったのでしょうか。戦後、国土総合開発法が昭和 25 年ですかね。そして岩手県の総合開発審議会も昭和 25 年に始まっていると思います。その後、おそらく岩手県の様々なこうした審議会が整えられる中でできてきたのだと思います。年 4 回ぐらいの議題があったとして、50 年ぐらい経っているという歴史のある審議会ということになるかと思います。本日は道路一つですが、この歴史の上での一つの道路の審議となります。皆様には忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります前に、本日も議案の中に非公開とすべき案件はございますでしょうか。事務局より御説明お願いいたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

それでは、事務局から説明いたします。

県では、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めておりますが、本日、審議いただきます議案は、法令上、非公開とされておらず、いわゆる個人情報もなく、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想されないことから、同指針が定める原則のとおり、公開することが適当と考えます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただ今説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。それでは本日の議案案件に入ります。

議案第1号「盛岡広域都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、盛岡広域都市計画道路の変更について、御説明いたします。

説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行います。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願います。

はじめに、都市計画道路について御説明いたします。道路法の規定に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、生活や産業の基盤として都市の骨格を形成し、都市内での通勤通学や物資の輸送など安全で円滑な移動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路を都市計画道路といいます。

次にこちらのスライドは盛岡広域都市計画道路の変更概要となります。

都市計画道路の変更手続きについては、都市計画法の規定に基づき、国道や県道は県が、市町村道は市町村がそれぞれ行うこととされております。

今回変更する路線は、全部で3路線ありますが、国道及び県道であることから、岩手県が変更手続きを行うものとなります。

今回の主な変更内容は、左上の表に示しているとおりとなります。

3・3・138号藤沢永井線は、国道4号にあります消防学校入口交差点付近から国道46号にあります西バイパス南口交差点までを事業区間としております国道4号盛岡南道路であり、事業の進捗に伴い、道路法面の範囲を含んだ必要な範囲を都市計画決定するものであります。

また、3・3・138号藤沢永井線の変更に伴い、交差する3・4・25号矢巾滝沢線及び3・3・9号西仙北北川線の交差部の区域・線形を一部変更するものであります。

次に、主な変更内容について、御説明いたします。

藤沢永井線は、盛岡広域都市圏の道路機能の強化のほか、国道4号沿線の市街地を回避し、道路交通の機能分担を図る主要幹線道路として、令和3年度に路面幅の都市計画決定を行い、令和4年度に国道4号盛岡南道路として新規事業化された路線となります。

事業進捗に伴い、藤沢永井線に係る道路法面を含む計画幅が確定したことから、右側の横断図のように道路法面を含んだ区域に変更するものです。

今回の都市計画変更では、藤沢永井線本線に必要な道路法面を含んだ範囲を都市計画に含めるもので、変更後の横断図に示すとおり、本線盛土の法尻までとなります。

歩道及び側道については、既存道路ネットワークの機能を補償するための部分的な整備となることから、都市の骨格として定める都市計画道路藤沢永井線としての範囲に含まないものとして整理しようとするものです。

また、歩道整備位置を本線両側から本線法尻に移し、都市計画道路の範囲からは外すこととしたため、藤沢永井線の代表幅員を、25メートルから18メートルに変更するものです。

道路の代表幅員を25メートルから18メートルに変更することに伴って、路線番号が3・3・138から3・4・138号へと変更するものです。

次に、主な変更内容について、起点である南側から御説明いたします。

右側の図は、矢巾町藤沢の起点部周辺の計画図です。方角は、図の上が北、下が南となります。赤色の範囲が今回変更する道路法面範囲を含んだ変更後の都市計画道路の区域で、黄色の線が変更前の都市計画道路の範囲となります。青色の国道4号のマークが付いている路線は、国道4号の現道で、都市計画道路名では矢巾滝沢線となります。これに対し、左側に分岐している路線が、藤沢永井線であります。

また、藤沢永井線と交差する国道4号の現道である矢巾滝沢線については、藤沢永井線の変更に合わせて、交差の区域を変更するものです。矢巾滝沢線については、交差部の区域の変更のみで、これ以外の区域や延長、幅員、車線数の変更はありません。

次に、先ほどの図から、少し西側の藤沢地区の計画図です。右の図で区域が膨らんでいる箇所がありますが、これは、岩手医科大学附属病院へのアクセスルートとなる矢巾町道中央1号線との交差点で、平面交差の計画とするものです。

次に、先ほどの図から、少し西側のJR東北本線付近の計画図です。東北本線と東北新幹線の横断部は、道路が鉄道の下をくぐるアンダーパスの計画とするものです。

次に、先ほどの図から、更に西側のNHK矢巾ラジオ放送所付近の計画図です。この付近は、盛土の構造となっており、その上に道路が計画されております。図の中央付近の幅が広い区間には、側道が計画されており、県道不動盛岡線や矢巾スマートインターチェンジ方面から藤沢永井線へ乗り降りができるような計画とするものです。

次に、先ほどの図から、少し北側の西仙北北川線との交差点付近の計画図です。南北方向の藤沢永井線に対し、東西方向の西仙北北川線と平面交差する計画とするものです。

本計画により、藤沢永井線と西仙北北川線との交差点部について、道路構造令の基準を満たすように交差角を変更する必要があることから、交差点区域を変更しようとするものです。

また、交差点区域の変更に伴い西仙北北川線の道路線形を一部変更しようとするものです。西仙北北川線について、当該区域以外の変更はなく、延長や幅員、車線数の変更はありません。

次に、先ほどの図から、少し北側の西見前赤林線との交差点付近の計画図です。当該交差点について、都市計画決定時は平面交差の計画となっておりましたが、今回、交差点構造を立体交差する計画とするものです。交差点形状が変更となったことから交差点区域を図のとおり変更するものです。

こちらは、先ほどの図から、更に北側の終点部付近の計画図です。ここは、国道46号盛岡西バイパスの南端の交差点であり、藤沢永井線の終点となります。今回の都市計画変更は藤沢永井線本線の範囲を都市計画決定するもので、終点部の両側の黄色い区間は、前後のランプ区間を接続する道路として整備されることから、都市計画道路の範囲に含まないものとして整理するものです。

以上が今回の都市計画変更の概要となります。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。

令和7年4月24日に事業者である国土交通省岩手河川国道事務所から都市計画変更協議を受け、手続きを開始しております。

その後、令和7年6月3日から7月1日まで都市計画変更素案の公表を行い、6月12日に盛岡市、6月13日に矢巾町で変更素案に関する説明会を開催しました。

説明会は、都市計画変更に関する説明のほか、事業者である岩手河川国道事務所から盛岡南道路の設計に関する説明を実施しました。説明会には2日間で計124名の参加がありました。

今後の事業スケジュールや用地に関する質問等がありましたが、都市計画変更内容に関する反対意見等はありませんでした。

また、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者への協議及び盛岡広域の各市町への意見聴取を行い、いずれも「異存なし」との回答を得ております。

その後、令和7年10月3日から17日までの2週間、変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者はおらず、意見書の提出もありませんでした。

今後は、本日の当審議会の議を経た後、都市計画を決定する予定であります。

以上で議案第1号盛岡広域都市計画道路の変更に関する説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

ただ今説明のありました議案第1号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

スライドの5の藤沢永井線、盛岡南道路のいわゆる国道4号との接続に関しては、これは優先道路はどうなるのか確認いたします。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

優先道路についてですが、この藤沢永井線の道路整備の目的ですが、現在の国道4号が混雑している、また事故が多発している状況の中で、交通の円滑性、速達性、安全性の向上を目的にしております。その中で優先する道路については、藤沢永井線の道路を優先するという形、新しくできる盛岡南道路を優先するような構造になっています。4号についてはランプ構造でアクセスするような形式になっているということです。以上でございます。

○委員

ありがとうございます。そうしますと、この図でいきますと、花巻方面から盛岡方面に向かう現在の4号は、盛岡に向かう道路が立体交差して上を通るということでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

これは今、委員からお話がありました北に向かった場合にはこちらの細いラインに分岐しまして1車線になって、交差します。また今の国道がアンダーで、藤沢永井線の方がオーバー、上の方へ行くという形です。藤沢永井線が高いところにありますから、法面、法足が出てくるという形で、御理解していただければと思います。

○委員

はい、ありがとうございます。アンダーパスになるということですがけれども、災害になると結構アンダーパスの部分というのは水が溜まったりして、非常に危険だということ

がありますが、その辺の考慮、当然されているとは思いますが、そういった心配はないのでしょうか。

○会長

はい、いかがでしょうか。

○岩手河川国道事務所

今、お話のありました部分で補足をさせていただきますと、国道4号、既存の国道4号で1車線の説明をさせていただいた部分につきましては、現状の縦断条件からの変更はございませんので、盛岡現道路から見ますとアンダーパスの形式になりますが、道路の縦断は今の道路の高さ、国道4号の高さから変わらないということで、雨水排水自体は一般的な道路排水で処理させていただく計画としてございます。

○会長

はい、ありがとうございます。南の道路の方は高架というわけではなくて、土盛して上を通るということですね。その他いかがでしょうか。

○委員

国道4号の渋滞及び混雑緩和という大きな目的で、これまで通称盛岡南道路ということで計画されて、今日までのこの取組を、私は大変当局の取組を評価申し上げたいと思います。丁度ここの駅の箇所が西道路に接続する形で、道路動線上の合理性も大変高く4号の渋滞改善も期待ができますので、鋭意、この事業進捗を図りたいということを要望させていただきます。

○会長

御意見を賜ったということで、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○委員

先ほどの下を通る話だったので確認ですが、スライドナンバーの7番(6)のところだと、JRの東北本線を通る時は下を通るということでよろしいでしょうか。そこからしばらくは法面無しでいかれるということでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

アンダーパスとなります。なお、東北本線と新幹線の部分については排水施設を設けると、事業者である岩手河川国道事務所さんから回答を得ているところでございます。

○委員

スライドナンバー 8 番の県道不動盛岡線に合流する手前ぐらいまでは乗り入れなしで
しょうか。

○会長

いかがでしょうか。縦断線形が少しわかりにくいかもしれませんね。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

その理解で差し支えないです。

○会長

他になにかありませんでしょうか。

○委員

今のアンダーパスの部分に関連してなんですけれども、現在もこの付近にアンダーパス
の箇所ありますけれども、非常に深くて、しかも狭くて、ちょっと怖いなっていう感じも
していますが、こちらは幅員も狭くなるということなののでしょうか。それから、深さはど
うなののでしょうか。同じ程度なのか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

幅員については 18.25 メートルで、深さにつきましては、この道路の設計速度が 80 km
/h なので、縦断勾配で 3.7 パーセントを確保した上ですりつきます。現状の道路はかな
り急勾配ですが、そういう怖さに関していえば軽減されると思われます。

○委員

それでは今のアンダーパスの部分よりは、手前の方から緩やかに入っていくという理解
でよろしいわけですね。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

今現存するアンダーパスから比べれば緩やかに入っていくと理解して差し支えないで
す。

○委員

ありがとうございます。それで、片側一車線ということでしょうか。二車線でしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

この道路については、スライドの３ページに横断面図がございます。3.5メートルの車道が片側二車線、そこに中央分離帯が設置されるということとなっております。

○委員

わかりました。こちらの照明についてお聞きします。暗さの心配はないでしょうか。

○岩手河川国道事務所

照明につきましては、今回の函体延長自体が、48メートルと短い函体になりますので、現状照明の設置は検討していないという状況になります。

○委員

夜はそうすると真っ暗になるということでしょうか。

○岩手河川国道事務所

現状、照明を設けない計画にしておりますので、夜間はライト点灯のみの対応、自動車のライト点灯での対応という形になろうかと思えます。ただ、今後詳細設計の方はこれからの業務になってきますので、そちらで明かりの設置等々については検討させていただければと思います。

○委員

わかりました。ありがとうございます。片側二車線ということで、これは最初の計画の断面図だと点線で歩道っていうのが隣にはついていますが、今回こちらのアンダーパスの部分に歩道はつかないで、道路専用と、おそらくそういうことだと思います。いずれ、今後は人がアンダーパスを通るということはないという理解でよろしいでしょうか。

○岩手河川国道事務所

こちらが将来的に矢巾北中学校等への通学路になってございますので、反対の北側に、歩道を設ける形で計画してございます。先ほど機能補償で整備することというお話をスライドの中でさせていただいてございますが、その前後区間とこの函体の部分をつなげて、矢巾町内としては連続して歩道が設けられるということとなっております。

○委員

確認程度でございますが、今回の都市計画変更理由について、物流拠点の関係、あるいは第三次医療施設へのアクセス性強化、これが目的とされているということでありました。今回の変更によって、具体的にどの程度、どのように向上していくものなのか、その

点を伺いたいと思います。

○岩手河川国道事務所

盛岡南道路の整備効果について説明させていただきますと、変更理由書のほうに記載してございます国道4号の円滑性および安全性の確保につきましては、現状の国道4号の区間、具体的には西バイパス南口交差点から消防学校入口交差点までの区間で主要渋滞となっている箇所が複数存在してございます。また、国道4号につきましては、中央分離帯がないことで事故が多発しているような状況にございますので、そちらの回避ということで、今回バイパス内で中央分離帯を整備をさせていただくという状況になります。盛岡南道路につきましては、道路の構造上として、盛土上部に道路を設けるということで、かつ中央分離帯も設けることとなりますので、沿道への出入りという部分がなくなることで、国道4号としての、円滑性と安全性を確保しているということになります。

また、物流拠点へのアクセス性につきましては、既存の県道不動盛岡線が中心となり、盛岡の中央卸売市場、また物流流通センターへのアクセスというところの路線を担っている部分になりますが、こちらについても国道4号側からの利用という部分での道路網が不足しているという状況もございましたので、今回南道路を整備することによって、県道不動盛岡線の現状2車線の部分が、4車線に切り替わるということです。

また、消防学校入口交差点から、流通センター等々へのアクセスという部分が新たな道路網として整備されることによってアクセス性が強化されるという計画にしております。

第三次医療施設へのアクセス性強化につきましては、令和元年に、盛岡市の中心地から矢巾町の方に移転しました岩手医科大学附属病院へのアクセス性という部分になってございまして、こちらについては、先ほど述べた国道4号の円滑性の部分で、渋滞箇所が複数存在しているというところから、盛岡市市街地から、岩手医科大学附属病院に対するアクセス路という部分の強化を図るために整備していくという状況になります。

また併せて、矢巾スマートインターも開通してございまして、そちらから岩手医科大学附属病院への接続という部分で、先ほどアンダーパスの中でもお話もございました、町道の部分での線形上、今、課題となっている部分を解決するために、盛岡南道路で、新たなアンダーパスを設けて、道路の計画を立てているという状況になります。

○会長

ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。

それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案について、原案のとおり可決いたします。

本日はこの1件となっております。以上で予定された議題を終了しました。

事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

南会長、議事進行大変ありがとうございました。

次第にはございませんが、事務局から一つ事務連絡がございます。次回の審議会につきましては、来年の1月下旬の開催を予定しております。日程等の調整は、後日、担当から御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第200回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

委員のみなさま、大変おつかれさまでございました。ありがとうございました。